

號

定決裁

10月

26日

文書課長

送發

10月

26日

起案者

昭和十九年十月二十六日起案

郵政省

文書課

電文

熊本 岩崎 大分 冬好

内政部 長範

貴部ニ於テ

沖繩貯蓄會集團 歸南状況

六六

容余會教 口思登教

ハ訓導教

ニ其他附添職員ノ特別教

ハ九ハ

ニヨリノ至急 電信

文部省

平河同報相成度ニ係り

四三

月日

月日

日

日

日

日

月日

月日

月日

同付月日

急

電報

次官

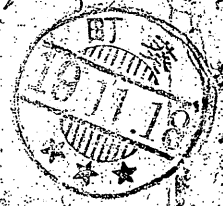
報

送付部

10008 アオイテウ  
イリ 六五 ナハ ニ三四 一七五 四

モンプ ヤウモンプ シカク

国民



三原大

事務課長

六ホオガ フト ウシウマ

ンソカイヨサンハイフナキメソカイ

サキニテイロイロハコソアルヨシウナヨサンセイリツカマハチコソ「四オラ

田難

カキ

配付

本好月... 田難... 配付... 1911.10.27

517

電

報

送付部

送 時

分

時

分

時

分

時

分

時

院 信 通

院 信 通



ニク○ アホイテウ  
リムー 一八九クマモトツホ  
モンプ シヨコクモンプ シヨコクミンキヨウ  
クキヨク  
935  
1910.27

029

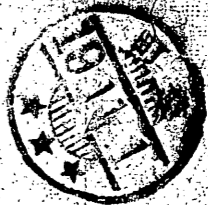
二八〇八 アオイテウ

リム 五カ ミヤサキ 七四 ヒニカ 〇〇

モンブ シヨウロシミンキヨウイシキヨシ」セイセウネンキヨウイシカテウ

ムア

四オーガ シド ウシウダ ンノカイ(イ)五八(ロ)三一五八(ハ)七六(ニ)一カ(ホ)一カサリ」四ミナリイセイブ テウ



六五七

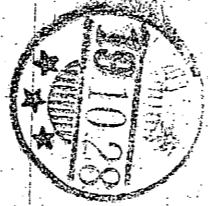
352

一 アオイテウ

リム セセ オウイタ 九五 ヒニセ コニ

モンブ セウコクミンケウイシキヨクセイセウネンケウイクカテウ

0748



號四第信

報

譯書通商局

寄 附

六子ホノケン(イ)リヨウシヤスウ丸(ロ)四シキスウ三四一(ハ)ニクナスウ丸(ニ)ソノタツキソヒシ八九ヌウ一八(ホ)ニクナカゾ クニ一オモナイセイブ テウ

報ニイ照念ノ件(イ)照念敷丸(ロ)見書敷三(ハ)訓導敷丸(ニ)重地

家後三二 大令々々

附添紙員長一八(ホ)訓導

0749

寄 信 送

號

定決裁

月

日

文書課長

送發

月

日

起案者

昭和十九年十一月十六日起案

文書課長印

文書課長印

文書課長印

電文彙

部長

熊本縣内政部長宛

沖繩縣庁學童集團引揚ニ要スル經費ハ全額國庫補助

ノ見込ヲ以テ目下預算外新債中一七〇萬圓附添職員ハ各縣職

文部省

員ハ各縣職スル見込

回付月日

月

日

月

日

月

日

月

日

月

日

月

日

月

日

月

日

月

日

046

ニ三四 カオキテワ

ツム 七六 クマモトツホ

モンプ シヨ

ニクミンキヨフイクキヨクチヨウ



500

五百三十一



オキナハゲンシユウダニガクドゥンカイシイホノシブ  
イカガ スベキヤミナフアンカニシツツアルモニウシキフナ  
ニブ ニノゴシレイラニフナ

沖波 喜同 南子 地系 糸 紙 子  
勝 身 分 ハ 好 ス ハ キ ヤ  
皆 不 安 ナ 感 シ ヲ ア ル  
要 事 何 カ 申 合 ヲ ス

オノ

1919

發國六三八號

定次基

月

日

文書課長

送發

月

日

起來者

印

昭和十九年十一月十三日

急

昭和十九年十一月十三日起案

次官

總務局長

文書課長

會計課長

教書課長

本件ハ徑向中一正式通牒ヲ下スノ要生カスニ依リテ本件

油繩縣引揚見産受入ニ關スル件（今後事項）

文部省

標記ニ關シテハ既ニ八月以降一實施ナリタル上之ヲ授受及  
教育等實施ノ存続ニ必要ナル事項ニ付 是ニ當リ 指示充要  
ナルヲ以テ 通知 通牒 相成可キ哉  
内務省

大藏省

月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日

二

案ノ一

年月日

局長

熊本、宇治、大分各局長官宛

沖繩縣引揚見童受入ニ関スル件

西軍諸島ニ於ケル國土防衛薄弱ニ在リ沖繩縣引揚見童ノ一部ニシテ

貴縣ニ集團引揚ヲ為シタルモノノ援護及教育ニ関シテハ豫テ

ヨリ貴官社ニ函件市町村ノ格別ナル中取慮ニ依リ順議ニ實地

文部省

相成店ルコトト在ララル處東一左記事項仰了承ノ上之が

実施上乃遺憾ナキヲ期ヒラレ度

記

一、集團引揚児童ハ沖繩縣<sup>中</sup>事務課長<sup>事務課長</sup>に委託し来りたること以て

豊後県<sup>豊後県</sup>要入市町村<sup>要入市町村</sup>児童トシテ当該市町村ニ於テ之ヲ教育スル事ヲ以テ

尚引揚前沖繩師範<sup>師範</sup>百校<sup>百校</sup>附屬國民<sup>國民</sup>百校ニ在学セル者ニ付テハ

要入<sup>要入</sup>縣<sup>縣</sup>師範百校<sup>師範百校</sup>附屬國民<sup>國民</sup>百校<sup>百校</sup>ニ在学セル者<sup>在学セル者</sup>ニ付テハ

從<sup>從</sup>テ<sup>テ</sup>當該児童<sup>児童</sup>ヲ教育スル<sup>教育スル</sup>爲メ<sup>爲メ</sup>該校<sup>該校</sup>ハ之ヲ要入<sup>要入</sup>師範百校<sup>師範百校</sup>附屬國民<sup>國民</sup>百校<sup>百校</sup>

校ノ分教場<sup>分教場</sup>トシテ取扱フ事トスルコト

文 部 省

二、集團引揚児童ノ附添教員ハ全部之ヲ豊後國民<sup>國民</sup>百校<sup>百校</sup>教員トシテ發令

シ<sup>シ</sup>當該児童ノ教育ニ當ラシムルコト<sup>當ラシムルコト</sup> 之ノ場合<sup>場合</sup>當該教員ハ沖繩

縣ヨリ出向シ来リタルモノトシテ取扱ヒ其ノ勤務ニ向際<sup>向際</sup>ナカラシムル事

措置スルコト<sup>措置スルコト</sup> 尚沖繩師範百校<sup>師範百校</sup>附屬國民<sup>國民</sup>百校<sup>百校</sup>ノ集團引揚見

童ノ附添教員ハ亦要入<sup>要入</sup>縣<sup>縣</sup>ノ師範百校<sup>師範百校</sup>附屬國民<sup>國民</sup>百校<sup>百校</sup>ニ勤務スル

メテ當該児童ノ教育ニ當ラシムルモノトスルコト

三、集團引揚児童ノ要入ニ依リ豊後縣ニ要入市町村ニ於テ増加スル



经费中實施上不取取必要ナル九表部分ニ付テハ全額國庫補助

ノ見込ヲ以テ目下豫備金ヲ未才要求中ニ付テハ尚本件決

定ノ際ハ改メテ正式通牒ヲ發スルモノナルコト

部

沖繩行政廳(要)第227號(抄) 及(國庫補助費) 財

費目	單價	員担者	同ニ付テハ國庫補助
授費及寮費			
土地建物借賃料	見重 <small>(昭和三十四年)</small> 一人二		
食費	付月五月	要入市町村	全額
教育費	見重 <small>(昭和三十四年)</small> 教員 <small>(昭和三十四年)</small>	要入市町村	全額

支部

教員	寮費	臨時承換手当	臨時勤勉手当	特種勤務手当	寮母	雇員給	寮	臨時承換手当	臨時勤勉手当	特種勤務手当
慶喜作 教員月二回 要入市町村 全額	加入 寮費 一人二付俸給10.292 要入市町村 全額	加入 臨時承換手当 一人 月一廿日 要入市町村 全額	加入 臨時勤勉手当 一人 月一廿日 要入市町村 全額	加入 特種勤務手当 一人 月一廿日 要入市町村 全額	加入 寮母一人 月一廿日 要入市町村 全額	加入 雇員給一人 月一廿日 要入市町村 全額	加入 寮一人 月一廿日 要入市町村 全額	加入 臨時承換手当一人 月一廿日 要入市町村 全額	加入 臨時勤勉手当一人 月一廿日 要入市町村 全額	加入 特種勤務手当一人 月一廿日 要入市町村 全額

從本國庫補助金ノ取替ニ付テハ引込未付金ノ外ニ

作業員給	(作業員八児童(伊波町局)百人二付三人ヲ限度トス)		
傭員給	一人 月四日 受入市町村	全	額
賞與	一人二付俸給ノ〇二		
臨時承継手当	一人 月五日		
戦時勤勉手当	一人二付俸給ノ〇一		
特種勤勞手当	一人 月一〇日		
嚔教醫給	(嚔教醫八児童(伊波町局)百人二付三人ヲ限度トス)		
手当	一人 月二〇日 受入市町村	全	額

(備考)

一 本経費ノ支出ハ受入日以降ノ分ナルコト

二 土地建物借費科ハ月平均五月トスルモ当該客舎ノ事階ニ修リ

三 食費ハ月平均五円トスルモ当該客舎ノ浴室事階ニ修リ之ヲ決定スルコト

文 部 省

四 臨時手書ハ別途ニヨリ従来通り金額支給スルモノナルコト

五 本表ノ教職員ハ一應ノ基準額ヲ示シタルモノニシテ其増

員手圓等ハ目下有者中ノ一トシテ定額中ニ修リ未<sup>ニ</sup>基準額ヲ

超<sup>ス</sup>テ支給職員ノ有<sup>ル</sup>ニ<sup>テ</sup>場合ニ於<sup>テ</sup>是<sup>レ</sup>中<sup>ニ</sup>込<sup>メ</sup>職<sup>員</sup>キ<sup>レ</sup>ル<sup>コ</sup>ト

要<sup>ス</sup>ル<sup>コ</sup>ト

昭和 年 月 日

局長

沖繩特知事宛

集団引揚児童ノ取扱ニ關スル件

本年八月以降、粵物見量ノ一部ニシテ内地ノ集團ヲ揚テス

核復及教育ヲ

毛ノニ付テハ要入料ニ於テ之ガ対策ニ関シ方全ク期以自下

着々実施中ノ上度之ガ取扱ニ付差當リ別紙ノ通函俾地方

長官宛通牒致シテハ右仰了承相成度

(備考)

一 別紙ハ要ノ一ヲ添付スルコト

二 厚年者健全局長及防空部本部業務局長通牒ノ「島嶼引

揚氏ノ保渡指導ニ関スル件」<sup>別添</sup>ニ付高松見ニ供ス

支(元)

沖繩縣國民學校疎開兒童受入ニ關スル經費及國庫補助額

區分	數量	單價	經費				補助割合
			二十年度 (年額)	十九年度 (七ヶ月分)	二十年度	十九年度	
校費及寮費	15000人	年10圓	1100000	827777	1100000	827777	100
校費			1000000	766666	1000000	766666	100
寮費			100000	61111	100000	61111	
體育並衛生費			200000	116666	200000	116666	
土地建物借受料			200000	350000	200000	350000	
給料及諸給	200人		106666	63333	106666	63333	
訓練	200人		33333	19166	33333	19166	
俸給	200人	月6圓	156000	97000	156000	97000	
加俸		年31圓	10100	5950	10100	5950	
家族手当		一人二付六人月八圓	19200	11000	19200	11000	
戰時勤務手当		(俸給) 10圓	16600	6666	16600	6666	

區分	數量	單價	經費				補助割合
			二十年度 (年額)	十九年度 (七ヶ月分)	二十年度	十九年度	
賞與			20000	16666	20000	16666	0
一般旅費			20000	16666	20000	16666	100
戰時勤務手当		月2圓	20000	16666	20000	16666	100
戰時勤務手当		給料) 1圓	20000	16666	20000	16666	
家族手当		一人二付八人月	20000	16666	20000	16666	
職員給	200人	月30圓	240000	180000	240000	180000	100
賞與			20000	16666	20000	16666	
旅費	200	年30圓	100000	177777	100000	177777	
特殊勤務手当	200	月1圓	24000	21000	24000	21000	
作務員			247100	189900	247100	189900	
備員給	200人	月30圓	120000	80000	120000	80000	100

家族手当	300人	一人一月	120000	100000	120000	100000	100000	100
戦時勤働手当	・	合計	120000	100000	120000	100000	100000	・
賞與	・	・	220000	120000	220000	120000	120000	・
特殊勤勞手当	・	月10圓	360000	170000	360000	360000	170000	・
嘱託	100人	月20圓	240000	220000	240000	240000	240000	100
手當	100	月20	240000	170000	240000	240000	170000	100
食費	100000	月20	2000000	1200000	2000000	1200000	1200000	100
児童就學校 費	100000	年20	2000000	1100000	2000000	1100000	1100000	100
教科書 用品費	・	・	1000000	1200000	1000000	1100000	1100000	・
寢具被服 費	・	・	1000000	1200000	1000000	1100000	1100000	・

日用品雜費	・	・	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	・
小計 (維持費)	1000	1000	6000000	3000000	6000000	3000000	3000000	・
派遣訓練旅費	1000	1000	1000000	2000000	1000000	2000000	2000000	100
輸送費	10000人	實費(二八)	1000000	2000000	1000000	2000000	2000000	100
児童輸送費	100ヶ	一所	1000000	2000000	1000000	2000000	2000000	・
物件輸送費	・	・	1000000	2000000	1000000	2000000	2000000	100
臨時備品及 送修費	・	・	1000000	2000000	1000000	2000000	2000000	100
小計 (開設費)	10000	年20	6000000	3000000	6000000	3000000	3000000	100
合計	10000	年20	10000000	5000000	10000000	5000000	5000000	100
受入諸費	・	・	1000000	2000000	1000000	2000000	2000000	100
贈、諸費	・	・	1000000	2000000	1000000	2000000	2000000	100

總計	10000	年	10000	6030000	5945652	5911421	5875914	100
市町村、 藩廳								

備考

一、疎開兒童ハ熊本縣三〇〇〇名、宮崎縣三五〇〇名及大分縣三五〇〇名ヲ受入ルモノトス  
 二、疎開ハ八月下旬ヨリ開始九月中完了ノ豫定トス

供閱

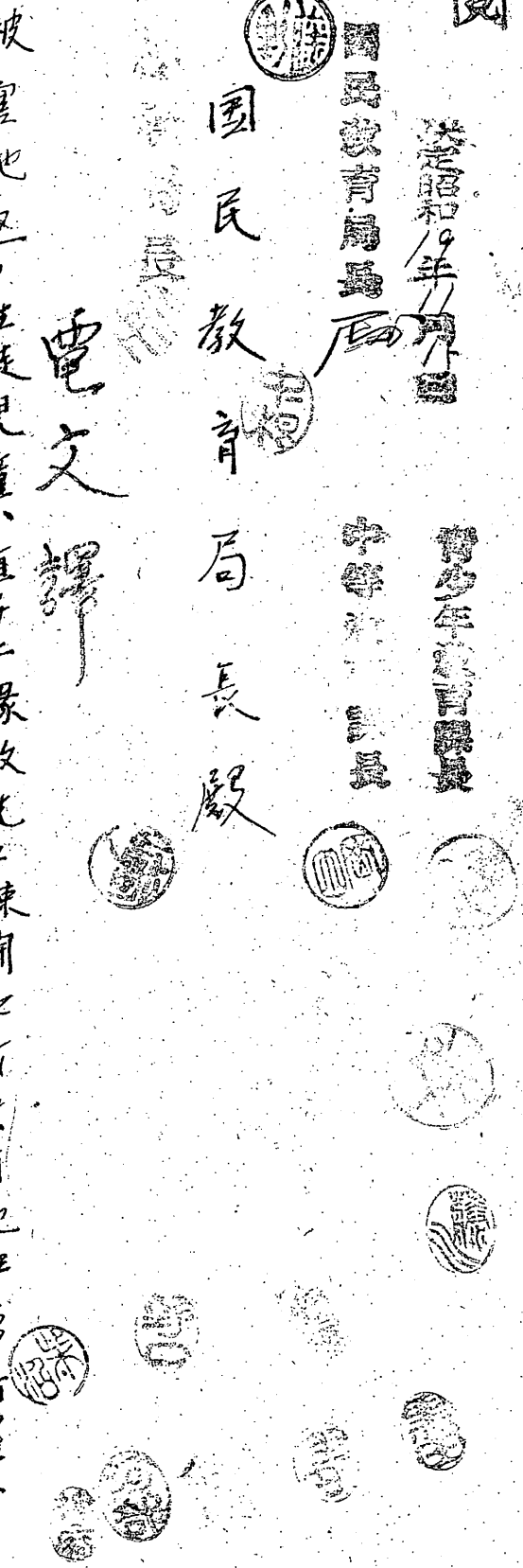
大官

國民教育局局長殿

電文

被害地区、生徒児童八直々ニ縁故先ニ疎開セシメ共有地非常措置ニ依リ中等学校ハ新村又ハ各国民学校單位ニ各中等学校ヲ一括シテ男女別ニ生徒隊ヲ組織セシメ行字一作ノ教育ヲ實施シ児童ハ避難先ノ学校ニ受入テ教育セシム

沖繩県内政部長



報 電

送信通電送

信 送  
午 時

分  
者信送

者按照

信 受

キノ五力ヨニウケイレテ五キムセシム「四オナイセウ」テフ

セ一〇才五九

5587

院 信 通

(第中府・三・六)

報告書... 各国民... 銀行... 内政部長

報 電

192

送信通電送

信 送  
午 時

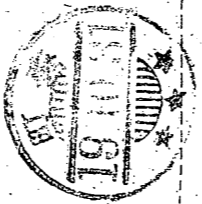
分  
者信送

者按照

信 受

五〇一三 トウケウ  
イリ 一五二 ヤノワン 五二 七二九 二三  
モンア セウ  
ヨクミンキヨウイクキヨクテウ

0653



ホネーマイメタハ

一ヒハチクノセイト四シキハタタ チニエン「杖」キニソカイセシメ  
五キリム 一ヒワソチニヨリニチクハ三チキマタハカクコクミン五  
カヨタンニニカクニチクヲ一カツシテ五タメニク クトタイヨソシ  
ヒキメヤ ヨウカ クータイノ五キムヲハシチシ四シキハヒナンサ

5581

院 信 通

(第中府・三・六)

號四第信



沖繩縣學童集團疎開情況

昭和十九年十月一日現在

慶里島野内沖繩縣職員派遣事務所

一本土到着日別調査(訓導寮母佐業員及訓導家族を含む)

縣別	八月	九月	計
宮崎縣	十六日 十八日 廿三日 廿四日 廿五日 廿七日 廿九日	三日 十日 廿日	計
能本縣	三九	三九	三九
大分縣	三九	三九	三九
計	三九	三九	三九

二 受入場所調査

宮崎縣 沖繩縣 / 三十三校疎開 / 宮崎縣 / 五十八校 = 受入シラル

能本縣 沖繩縣 / 二十八校疎開 / 溫泉旅館(七地域) = 受入シラル

三 學年別勤務種別性別調査

縣別	初		二		三		四		五		六		七		八		計		
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	
宮崎	11	12	12	13	13	14	14	15	15	16	16	17	17	18	18	19	19	20	20
能本	11	12	12	13	13	14	14	15	15	16	16	17	17	18	18	19	19	20	20
大分	11	12	12	13	13	14	14	15	15	16	16	17	17	18	18	19	19	20	20
計	32	78	68	138	203	404	289	571	417	622	476	768	349	450	329	392	2163	3423	5586
訓導寮母佐業	48	127	48		261		326	169	683	296	979		2846	3729	6575		2846	3729	6575
訓導家族																			
計																			
總計																			

〔註〕寮母ハ現職訓導タル女教員大多數ナリ

寮母ハ沖繩縣引揚ノ際命セラレタル者ノミヲ本統計ニ現ハセリ  
予算決定次第所要數確保スル予定